

青森県報

号外第五十一号

平成十九年
五月十七日
(木曜日)

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、青森県知事の選挙を次のとおり行うので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙期日 平成十九年六月三日

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十九年五月十六日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、六九九人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六四、一五八人

目 次

選挙管理委員会

青森県知事選挙の期日	（事務局）	一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	（同）	一
青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	（同）	二
青森県知事選挙に用いる点字投票用紙の様式等	（同）	二
青森県知事選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	（同）	三
青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	（同）	三
青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	三
青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	三
青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時	（同）	四
青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（同）	四
青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所	（同）	四
青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	（同）	四

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、四四九人
- 西津軽郡選挙区 六、八三二人
- 南津軽郡選挙区 六、九五〇人
- 北津軽郡選挙区 八、五八七人
- 上北郡選挙区 二九、三七二人
- 三戸郡選挙区 二二、三四二人
- 青森市選挙区 八五、〇四九人
- 弘前市選挙区 五一、九四一人
- 八戸市選挙区 六六、三九八人
- 黒石市選挙区 一〇、四八一人
- 五所川原市選挙区 二一、三三八人
- 十和田市選挙区 一八、三七三人
- 三沢市選挙区 一一、三五三人
- むつ市選挙区 二二、三七九人
- つがる市選挙区 一〇、九一〇人
- 平川市選挙区 一三、一八七人

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選 挙 長

選 挙 長 職 務 代 理 者

氏 名	住 所	氏 名	住 所
川村 能人	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九	一戸 一剛	西津軽郡鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井二〇四

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における点字投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

平成十九年六月執行
青森県知事選挙投票

点字投票

印

注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

しめい氏名
や 候補者
こ 候補者

二 規格等

規格はおおむね縦二・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙一一キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたとの告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 様式

点字投票

こうほしや しめい 候 補 者 氏 名	船 員 不 在 者 投 票 選 挙 注 意 一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こと。 二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こと。
------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

二 規格等

規格はおおむね縦一・七センチメートル、横九・〇センチメートルとする。紙質は上質紙七キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。点字投票用は、上質紙一〇キログラム、点字投票の表示をする。

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画

の数を次のとおり定めたとの告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたとの告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十九年五月十七日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第六項の規定により、平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたとの告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
---------	---------

青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

平成十九年五月十七日
午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定め、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県庁西棟八階中会議室

二 日時 平成十九年六月五日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

制限額 三三、四九四、七〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年五月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十九年五月十七日は青森県庁西棟八階大会議室とする。

青森県知事選挙選挙長告示第一号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年五月十七日

青森県知事選挙選挙長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十九年五月三十一日 午後五時十分

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------